

平成 30 年 6 月 7 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03510

研究課題名(和文) 法人税と企業行動の準実験：明治期と21世紀の企業組織形態の分析

研究課題名(英文) Quasi-experiment on corporate income taxes and firm behavior: Organizational forms in the Meiji era and the 21st century

研究代表者

恩地 一樹 (Onji, Kazuki)

大阪大学・経済学研究科・教授

研究者番号：80709858

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、法人税の意義と法人課税の制度設計について、データを読み解きつつ考察した。1) 明治期にさかのぼる企業データを活用し、1887年の所得税導入時に「法人なり」による租税回避が多発したことを実証。法人税は個人所得税でとり逃す所得を捕捉することを明らかにした。2) 2001年の税制改正が特定の租税回避スキームを普及させる副作用を生じさせたことを実証。税制は企業合併を促進しうることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This project examines the role of corporate income tax and its design through two empirical analyses. 1) I utilize corporate-level data from the Meiji period and showed that the introduction of a personal income tax in 1887 induced firms to incorporate for tax purposes. This result indicates the role of a corporate income tax as a backstop to a personal income tax. 2) I document unintended consequences of the 2001 tax reform in spreading certain types of tax avoidance strategies involving mergers. This evidence suggests that policy makers can influence corporate merger decisions through the tax policy.

研究分野：公共経済学

キーワード：法人税 租税回避 明治時代 組織再編成税制 法人なり 合併買収

### 1. 研究開始当初の背景

国家間租税競争により法人税の法定税率は世界的に低下してきており、わが国もその例外ではない。企業の国外流出のみならず投資など企業行動への歪みも懸念されるため、法人税の存在理由が、現在、問われてきている。欧米の研究では法人税と企業行動の歪みについて、準実験の手法などを活用した実証分析が蓄積されてきているが、わが国の制度・データは、欧米の研究者にとって、言語など参入障壁のため、研究が困難である。わが国の税制研究において準実験は黎明期であるといえ、制度の独自性とユニークなデータの研究価値はまだ大きいといえる。そこで本研究では、法人税の意義と法人課税の制度設計について、準実験の手法を駆使しデータを読み解くことを通して、政策議論に役に立つ実証的根拠を提供する。

### 2. 研究の目的

(1) 先行研究における税と組織形態の分析は、いわゆる「法人なり」を指摘している。法人税が個人所得税とくらべ低率であると、個人所得に帰属すべき所得が法人所得につけかえられる可能性を指摘している。しかし、既存の実証分析は主に近年の税制に着目しているため税的誘因ががざられており、企業の反応度は限定的であるという報告が多い。このため、計量経済学分析において法人なり行動の程度が過少評価されている可能性が考えられる。プロジェクト A では、法人税の補完的役割を考察するため、従来の研究では着目されてこなかった個人所得税の導入を準実験の機会としてとらえ、企業の反応度の検証を行う。

(2) 公共経済学における移転価格制度ならびに多国籍企業による所得移転の研究蓄積は深い。しかし、親子会社としてのビジネス運営は多国籍企業特有のものではなく、国内においても普遍的な組織形態である。法人格をまたがる意思決定主体の存在は、税制、そして広く政策一般において、実務上、複雑な問題を提示する。親子会社のデータは特殊かつ分析が容易でないこともあり、公共経済学で研究課題が残されている。そこでプロジェクト B では、法人税がいかに組織形態に影響をあたえ、どのような非効率性を生じさせているか検証する。

### 3. 研究の方法

(1) 事業活動には、法人化し株式会社など会社として活動している場合や個人事業主として活動している場合がある。現在、会社の利益には法人税が課され個人事業の利益には所得税が課される。しかし、1887年に所得税が導入された際、個人事業の利益は課税されたのに対し、並行して法人税が導入されなかったため法人所得は課税されなかった。このため、税をのがれるために個人事業を法

人化するという、「法人なり」のインセンティブが生まれた。よって、1887年の所得税導入は法人なりを助長させたと考えられる。これまでの研究ではデータの制約もあり、定量的に把握する試みは非常に限定されたものであった。そこで、データの制約を克服するため、この研究では企業系譜図データから各事業主体の組織形態の情報を抽出した。このデータは、社史などに基づいて作成された日本企業の系譜図を経済史研究家のジョン・タング氏が電子化したものであり、明治期にさかのぼって個々の企業を観測できるユニークな情報源である。

(2) 経済学や会計学の学説では「国内企業間の M&A において、繰越欠損金などの税的誘因はあくまで副次的な要因にすぎず M&A 市場の規模までには影響を与えない」との説が主流である。しかし 2016 年に最高裁で結審した租税回避事件では、組織再編成税制の下、一定の要件を充足すれば被合併会社の繰越欠損金を引き継ぐことが可能なことを奇貨とし、約 210 億円も納税額を減少させたと判断された。この反例といえる事例を糸口に、同様の租税回避行動の普遍性を検証し、通説と現実の乖離はどのように生じているのか考察した。

データにはレコフ M&A データベースを活用した。このデータベースは有価証券報告書やプレスリリースなどの資料を基にしているため、経済規模的に重要な国内主要企業の関わる段階取引の抽出を可能にしている。分析には回帰不連続デザインという準実験手法を用いた。回帰不連続デザインとは、制度変化をはざまとした境界に「行動の断続」が観測できるかどうか統計的に検証することにより、因果関係の有無を判断するという手法である。税制は企業行動を制御するものであるが、ここでの応用では、2001 年施行の税制改正を境に企業行動の断続が観測できるかどうか検証した。

### 4. 研究成果

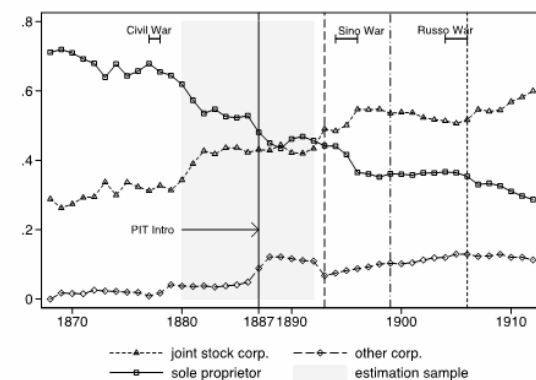


図 1 : 組織形態別割合

(1) 図1は、明治大正期の金融機関を除く企業サンプルの法人と個人事業の割合を、時系列で示したものである。縦の実線は所得税導入のタイミング、縦の破線は主要な税制改正、灰色の網掛部は計測に用いたサンプルを示す。所得税導入を境に個人事業主（実線）の割合が急減し、それに代わり簡易な法人形態（破線）がのびていることが観測された。設立要件が比較的多い株式会社（点線）の割合には変動はみられない。交絡要因の検証の詳細については公表論文を参照されたい。

法人税は野球のバックネットに例えられる。バックネットには、キャッチャーのとり逃したボールなど、うしろにそれてしまった球を捉える役割があるためである。この結果は、法人税には個人所得税ではとり逃してしまう所得を捕捉する役割があることを示すものである。

研究成果は経済史研究で権威のある国際雑誌で公表された。

(2) 2001年税制改正によって導入された組織再編税制は、被合併会社の繰越欠損金を引き継ぐための段階的合併などの複合的節税スキームを普及させた。図2はレコフ M&A データベースより抽出した段階取引のデータで、x 軸に買収から合併までの月数を示したヒストグラムである。2001年から2010年の間に締結された国内企業間の合併の内、締結前に独立起業間で 50%超買収が行われたものは 507 件と企業数の少ない大企業のサンプルとしては多数といえる。サンプルにおける中央値は 16 カ月、四分の一のケースで 7 カ月以内である。最高裁で争われた事例では 34 日であったが、短期間のうちに締結された段階取引は少なくない。

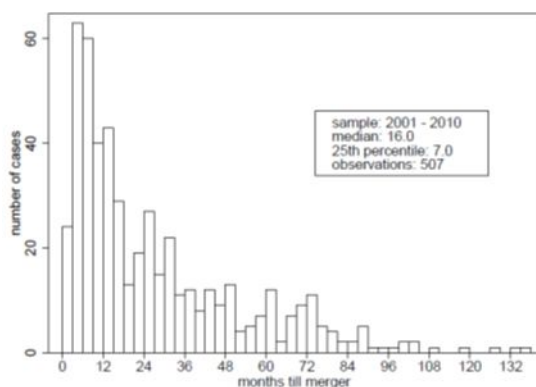


図2：買収から合併までの月数

図3は国内独立企業間において合併全体に占める複合的節税スキームの割合の時系列である。実線は段階取引の割合（左軸）、点線は合併数（右軸）を示す。2001年の制度変更以前には段階取引の割合は 5%であった、2001年以降に 23%となっており、制度変更以降に段階取引による合併が急速に普及し

たことが分かる。図2から2001年に不連続性が目視できるが、この行動の不連続は統計的に有意であり、交絡要因によるものではない。分析の結果、大企業の関与する複合的節税スキームはデータ上多数観測され、組織再編税制がそれらのスキームを誘発したと解釈できる。

公的債務対 GDP 比が 200%を越えるなか、このような節税スキームの容認は財政状況の悪化につながる。サンプルからの試算によれば 2001年以降の税収減は 1,723 億円であった。公平性の観点からも懸念があり、組織再編成税制は不当に企業を利したとも考えうる。しかし、この税制が整備された背景にバブル崩壊後の長期不況があり、M&A 市場の円滑化による生産資源の再配分は課題であった。M&A 市場は、合併による過剰な市場支配力を生んでしまう懸念もあるが、通常の生産物市場等と違い情報が不完全であり、経済効率的な合併が実現しない場合がありうる。節税スキームの容認は企業再編への「隠れた補助金」だと捉えうるが、市場の効率化に貢献してきたのか、税収減以上のメリットはあったのか、今後も残しておくべきなのか、透明性を確保すべきではないか、問うことが重要であろう。

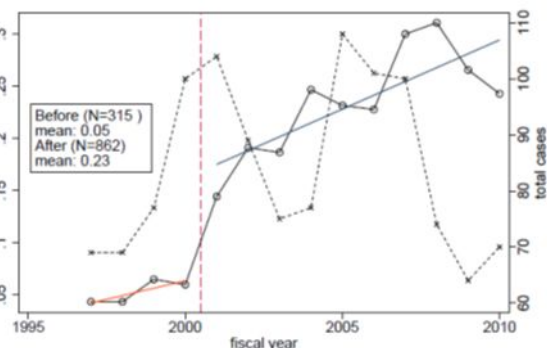


図3：租税回避スキームの割合

米国における 1935 年のグレゴリー裁判では一週間の間に会社設立と解散を行った取引などが問題視され、段階取引の法理の成立に重要な役割を果たした。段階取引の法理とは、一連の取引を個々に見るのではなく全体的に見た上で適正な税負担を判断する考え方である。米国における国内企業間の合併は米国の制度要因に影響されるが、これまでの経済学や会計学では、繰越欠損金の合併への影響を分析する際、主に米国のデータが使用されてきた。段階取引の法理以外にも、米国内国歳入法は大幅な所有者の変更を伴う買収に係る繰越欠損金の引継を制限する。つまり、そもそも繰越欠損金のもつ税的誘因が法的に制限されているため、税の影響を統計的に観測しづらいのである。先端的研究が盛んに発信される米国学会に経済学説は牽引されがちだが、本研究では日本と他国の税制の相

違点から繰越欠損金の合併への影響を再評価するものである。

研究成果は国際雑誌に投稿中である。研究協力者のロジャー・ゴードン教授とは国際共同研究を継続している。また、研究のダイジェストを一般誌に寄稿したほか、研究から得られた知見から平成 29 年度税制改正を評価した寄稿文を全国新聞に寄稿した。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

Onji, Kazuki. and Tang, John P. (2017). Taxes and the choice of organizational form in late nineteenth century Japan. *Journal of Economic History*, 77(2):440-472. 査読有

DOI:10.1017/S002205071700047X

〔学会発表〕(計 12 件)

恩地一樹, “Taxes, corporate takeovers, and step transactions,” 110<sup>th</sup> Annual Conference on Taxation, National Tax Association, 2017.

恩地一樹, “Taxes, corporate takeovers, and step transactions,” Applied Seminar, Australian National University, 2017.

恩地一樹, “Taxes, corporate takeovers, and step transactions,” Econometric Society Asian Meeting, 2017.

恩地一樹, “Taxes, corporate takeovers, and step transactions,” University of Michigan, 2017.

恩地一樹, “Taxes, corporate takeovers, and step transactions,” University of California at San Diego, 2016.

恩地一樹, “Taxes, corporate takeovers, and step transactions,” Summer Workshop on Economic Theory, 2016.

恩地一樹, “日本の M&A 市場における組織改編税制の影響: Yahoo! 事件の一般化可能性”, 財務省財務総合政策研究所 2016.

恩地一樹, “Taxes, corporate takeovers, and step transactions,” University of New South Wales, 2016.

恩地一樹, “A nation without a corporate income tax,” 1st Belgo-Japanese Public Finance Workshop, CORE, 2016.

恩地一樹, “A nation without a corporate income tax,” 108th Annual Conference

on Taxation, National Tax Association, 2016.

恩地一樹, “Taxes and the structures of corporate takeover,” Australia-Japan Research Centre Seminar, Australian National University, 2015.

恩地一樹, “A nation without a corporate income tax,” Applied Seminar, Australian National University, 2015.

〔その他〕

寄稿文

恩地一樹, 「経済教室: 税制改正 残された課題(下)」日本経済新聞 2018 年 1 月 22 日, 朝刊, 査読無

<https://www.nikkei.com/article/DGXXZ025980040S8A120C1KE8000/>

恩地一樹, 「視点: 組織再編成税制と租税回避: ヤフー事件の普遍性」, M&A 専門誌マール, 2017 年 11 月号 277 号, 査読無

<https://www.marr.jp/genre/viewpoint/aspect/entry/7480>

ホームページ等

<https://sites.google.com/site/onjikazuki/outreach>

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

恩地一樹 (ONJI, Kazuki)  
大阪大学・経済学研究科・教授

研究者番号: 80709858

(4) 研究協力者

(1) Roger H. Gordon

University of California at San Diego,  
Economics Department, Professor

(2) John P. Tang

Australian National University, Research  
School of Economics, Senior Lecturer